　　　　　　　　自治会コミュニティ助成事業購入備品管理運営規程

（目的）

第１条　この規程は、　　　　　　　　自治会において、財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業により購入した別表の備品台帳に記載の備品（以下「助成備品」という。）の管理運営等について必要な事項を定めるものとする。

（管理責任者）

第２条　助成備品の管理責任者は、　　　　　　自治会会長とし責任をもって管理するものとする。

　（保管場所）

第３条　助成備品の管理保管場所は、　　　　　　　　とする。

（破損等の報告）

第４条　助成備品を破損、汚損若しくは損傷した者、又は破損、汚損若しくは損傷を発見した者は、管理責任者に報告し、修繕又は修復が必要な場合は、管理責任者の指示に従わなければならない。

(その他)

第５条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、自治会長が別に定める。

附　則

　この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

別表

　　　　　　　　　自治会コミュニティ助成事業　備品台帳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 品名 | 数量 | 取得価格（税込） | 購入年月日 |
| １ |  |  | 円 | 令和　年　月　日 |
| ２ |  |  | 円 | 令和　年　月　日 |
| ３ |  |  | 円 | 令和　年　月　日 |
| ４ |  |  | 円 | 令和　年　月　日 |
| ５ |  |  | 円 | 令和　年　月　日 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |